

# 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

## 重要事項説明書

（令和6年6月1日）

### 1. 事業者の概要

事業者名	医療法人芙蓉会 介護老人保健施設いちのみやケアセンター
所在地	山梨県笛吹市一宮町竹原田1255-1
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 保坂 嘉之
管理者氏名	施設長 保坂 優子
事業内容	介護老人保健施設
	（介護予防）短期入所療養介護
	（介護予防）通所リハビリテーション
	居宅介護支援事業所

### 2. 事業所の概要

事業所名称	いちのみやケアセンター指定訪問リハビリテーション
サービスの種類	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
所在地	山梨県笛吹市一宮町竹原田1255-1
電話番号	0553-47-4811
FAX番号	0553-47-4815
管理者氏名	保坂 優子
介護保険指定事業所番号	山梨県 1950580017
サービス提供地域	笛吹市・山梨市・甲州市
営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
休業日	土・日曜日、年末年始 12/29～1/3

### 3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

運 営 方 針	<p>利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的に行い、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。また、事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、居宅サービス事業所、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。</p>
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 4. 事業所の職員体制

職 種	人 員	職 務 の 内 容
管 理 者	1名（兼務）	事業の総括、指揮及び監督
医 師	2名（兼務）	理学療法士・作業療法士と共同して計画書を作成し、適正な訪問リハビリテーション等を提供します。
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	1名以上（兼務） 1名以上（兼務）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</li> <li>② 指定訪問リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成にあたっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。</li> <li>③ 訪問リハビリテーション実施計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。</li> <li>④ 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。</li> <li>⑤ それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション実施計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。</li> </ul>

## 5. 提供するサービスの内容とその料金について

### (1) サービスの内容について

通院が困難な利用者に対して計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画書を作成するとともに、訪問リハビリテーション計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。

### (2) 利用料、加算、その他の費用について

#### 【訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの利用料】

※1単位 10円 で算定

区分		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割	2割	3割
理学療法士、作業療法士等による訪問リハビリテーション ※1回20分以上のサービス	訪問リハビリテーション	308単位	3080円	308円	616円	924円
	介護予防訪問リハビリテーション	298単位	2980円	298円	596円	894円

※40分以上行った場合は、訪問リハビリテーション費は2回分となります。

#### 【加算（訪問リハビリテーション）】

※1単位 10円 で算定

区分	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
短期集中リハビリテーション実施加算 〔退院（所）日又は認定日から起算して3月以内〕 ※1日につき	200単位	2000円	200円	400円	600円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 〔退院（所）日又は訪問開始日から起算して3月以内〕 ※1日につき	240単位	2400円	240円	480円	720円

リハビリテーションマネジメント加算 イ ※1月につき	180単位	1800円	180円	360円	540円
リハビリテーションマネジメント加算 ロ ※1月につき	213単位	2130円	213円	426円	639円
リハビリテーションマネジメント加算に加え 事業所の医師が説明をして同意を得た場合 ※1月につき	270単位	2700円	270円	540円	810円
退院時共同指導加算 ※退院後利用初回日の1回に限る	600単位	6000円	600円	1200円	1800円
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 ※1回につき	-50単位	-500円	-50円	-100円	-150円
サービス提供体制強化加算 ※1回につき	6単位	60円	6円	12円	18円
移行支援加算 ※1回につき	17単位	170円	17円	34円	51円

【加算（介護予防訪問リハビリテーション）】

※1単位 10円 で算定

区分	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
短期集中リハビリテーション実施加算 〔退院（所）日又は認定日から起算して3月以内〕 ※1日につき	200単位	2000円	200円	400円	600円

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 ※1回につき	-50単位	-500円	-50円	-100円	-150円
サービス提供体制強化加算 ※1回につき	6単位	60円	6円	12円	18円
退院時共同指導加算 ※退院後利用初回日の1回に限る	600単位	6000円	600円	1200円	1800円
利用を開始した日に属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合	-30単位	-300円	-30円	-60円	-90円

#### 【その他の費用】

通常の実施地域を越えての居宅訪問は、交通費の自費（1kmごとに200円）が必要になります。

#### 6. 利用料支払いについて

(1) 利用料は、国の定める介護保険の介護報酬の額をもとに計算され、各保険により定められた負担割合が、利用料（自己負担）となります。基本的には利用料金のお支払いは口座振替となります。振替可能な金融機関は「山梨中央銀行」または「ゆうちょ銀行」です。振替日はそれぞれ、山梨中央銀行 毎月15日（休日の場合は翌営業日）、ゆうちょ銀行 毎月15日（休日の場合は翌営業日）となります。請求書を毎月10日頃に発送しております。振替日に引き落としができなかった場合は、翌月分と合算で振替させていただきます。また、利用者の都合により振替ができない場合は、指定口座にお振込みまたは、いちのみやケアセンターの受付でお支払いをお願い致します。お振り込みの際、送金手数料は利用者負担でお願いします。

## 7. 相談・苦情について

(1) 当事業所のサービス提供についての相談、苦情は次のところで承ります。

担当者	連絡先
支援相談員：長谷川 奈穂	電 話 0553-47-4811 FAX 0553-47-4815
受付時間：月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分	

(2) 介護保険利用者の場合、当法人以外に下記窓口に苦情を申し立てることもできます。

名 称	住所／電話番号
笛吹市役所 保健福祉部 介護保険課	〒406-0031 笛吹市石和町市部 800 笛吹市石和保健福祉センター内 TEL 055-261-1903
甲州市役所 介護支援課 介護保険担当	〒404-8501 甲州市塩山上於曾 1085-1 TEL 0553-32-5027
山梨市役所 介護保険課 介護保険担当	〒405-8501 山梨市小原西 843 TEL 0553-22-1111
山梨県国民健康保険団体連合会 介護保険課 相談窓口	〒400-0827 甲府市蓬沢一丁目 15-35 TEL 055-233-9201

## 8. 緊急時の対応方法（連絡体制）

緊急時・事故発生時の対応 サービス提供中に、緊急の対応が必要になった場合、管理者に連絡するとともに、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業所へ連絡いたします。また、万が一何らかの事故等が起こった場合、適切な対応を行うとともに、利用者の保険者である 市町村、利用者の家族等に連絡します。

## 9. 事故発生時の対応方法について

(1) 事業所は、訪問リハビリテーションのサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事故が発生した場合は、事業者はすみやかに利用者の損害を賠償します。ただし、事業者が故意過失がない場合にはこの限りではありません。当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

以上、この契約を締結するに当たり、担当者による説明（重要事項説明書を含む）を受けこれらを十分に理解したうえで契約致します。この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

10. 重要事項の説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和            年            月            日
-----------------	-------------------------------------------

事業者	事業者名	いちのみやケアセンター指定訪問リハビリテーション		
	介護保険事業所番号	山梨県 1950580017		
	所在地	山梨県笛吹市一宮町竹原田1255-1		
	代表者氏名	理事長 保坂嘉之		印
	説明者氏名			

利用者	氏名				印
	住所				

代理人	氏名				印（続柄            ）
	住所				